

maeyoga&vedaメンバーズ会員規約

□ 第01条 (目的)

maeyoga&vedaメンバーズ（以下「MVM」といいます。）は、原則として日本に居住する会員によって構成され、吉川めいの活動に共感し、応援してくださる会員とよりパーソナルなつながりと交流を持つことを目的とします。

□ 第02条 (適用範囲)

本規約は、MVMのサービスを、第06条に定める会員において、利用するすべての場合について適用されるものとし、MVMに入会した会員は、本規約を承諾したものとみなします。

□ 第03条 (規約の範囲)

1. 本規約の他に、別途定めるMVMの各サービスの利用規約等（以下「利用規約等」といいます。）は、その名称のいかんにかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
2. 会員は、MVMのサービスを利用するにつき、本規約の他、各サービスに関する利用規約等を遵守するものとします。
3. 本規約の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

□ 第04条 (本規約、およびサービス内容の変更)

MVMが会員に対して提供するサービス（各種会員特典を含む。以下「本サービス」といいます。）の内容を、会員の承諾を得ずに随時変更することができるものとします。

□ 第05条 (通知)

1. MVMは、会員に対し、MVMからの郵便物やEメール、およびウェブサイト上への表示、その他MVMが適当と判断した方法により、前条に規定する本規約の変更等、必要な情報を会員に通知します。
2. 前項の通知は、MVMが当該通知の内容をサイト上に表示した時点で、またはMVMが会員に対して郵便物やEメールにて発送した時点より効力を生じるものとします。

□ 第06条 (会員)

本規約において、会員とは、原則として日本国内に居住する個人で、本規約を承諾の上、MVMが定める方法において入会申込みを行い、MVMが入会を承認した者をいいます。

□ 第07条 (入会の承認、および取り消し)

1. MVMは、別途MVMが定める方法により入会申込みを受付け、必要な審査と手続き等を経た後に入会を承認します。
2. 未成年者は、入会申込みにあたり、親権者の承諾を得なければならないものとし、入会申込みをした時点で、親権者の承諾を得たものとみなします。
3. MVMへの入会申込みをした者が、次のいずれかに該当するものと判断した場合は、入会を承認しない場合があります。
 - (a) 入会申込み書に記載された住所が、法人の住所である場合等、申込者を特定できない住所が記載されている場合。
 - (b) 入会申込みの内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合。
 - (c) 過去にMVMの入会承認が取り消されたり、除名処分となることがある場合。
 - (d) 過去に第16条第1項各号に該当する行為を行った場合。
 - (e) その他、会員とすることが不相当であると認められた場合。

□ 第08条（会費等）

1. 入会申込みは、前条第1項に規定する入会申込み時に、以下に定める年会費（以下「会費等」といいます。）をMVMに支払うものとしします。
 - (a) 年会費 / 4,500円（消費税別）
 - (b) 年会費は、変更する場合があります。
2. 前項に定める会費等の支払い方法は、MVMが別途定めるものとしします。
3. 前条第3項により、MVMの入会を承認されなかった入会申込み者に対しては、会費等の返還をいたします。その際の送金手数料は、入会申込み者の負担としします。

□ 第09条（有効期間）

会員資格の有効期間は、毎月20日までに入金した場合は、当該月の1日からの1年間としします。ただし、会員特典等はMVMが入金を確認した日から受けることが出来るものとしします。

□ 第10条（更新）

1. 会員は、前条に規定する会員資格の有効期間満了日（会員期限）の当該月の20日（以下「会員期限」といいます）までに、次年度の年会費を所定の方法で入金することにより、前条の有効期間を1年間更新することができます。
2. 会員は、前項の有効期限までに更新手続きを行わなかった場合でも、会員資格の有効期間満了日（会員期限）から3ヶ月を経過するまでの間（以下「更新猶予期間」といいます。）に次年度の年会費を所定の方法にて入金することにより、会員資格の有効期間を会員資格の有効期間満了日（会員期限）より1年間更新することができます。
3. 更新猶予期間の会員は、猶予期間中はMVMの会員特典を受けられない場合もあります。
4. 更新猶予期間経過後は、会員資格の更新を行うことはできません。本サービスの提供の継続を希望される場合は、再度入会の手続きを行っていただく場合があります。
5. MVMは、第2項に基づく更新、または第4項に基づく再入会の手続き完了後も会員資格の有効期間満了日（会員期限）から更新手続き完了日、または再入会日までに会員に発送された情報やサービス等の再送は行わないものとしします。
6. 本条により会員資格を更新した会員は、次年度以降の会員規約やその他の利用規約等を承諾したものとみなします。
7. 本条に規定された事項は、2回目以降の更新についても同様としします。

□ 第11条（退会）

1. 会員は、MVMを退会する場合は、所定の方法にてMVMに届け出るものとしします。
2. MVMは、会員が退会するにつき、会員が既に入金した年会費等、および本サービスの利用料金等の返還は一切行わないものとしします。
3. 会員は、会員特典にグッズ等の購入代金やその他のサービス利用料金等につき、退会の時点で支払い義務が発生しているものについては、退会後も支払い義務を免れないものとしします。

□ 第12条（会員特典）

1. 会員は、次の特典を受けることができるものとしします。
 - (a) メルマガを発行します。（1回/月の予定。）
 - (b) 「続・吉川めいが気づいたこと、伝えたいこと。」（雑誌Y OGINIm連載エッセイ続編）をお届けします。（4回/年の予定。）
 - (c) 会員限定のワークショップを開催致します。（抽選方式により、2回/年の予定。）
 - (d) パースデー月には、吉川めいからのメッセージをお届けします。（メールやカード、電話等により、抽選方式によるものとしします。）
 - (e) 吉川めいがライフスタイルコンサルティングを行います。（申し込み多数の場合は、抽選方式となります。）
 - (f) 吉川めいの特別パーティーへご招待をいたします。（抽選方式により、1回/年の予定。参加料金は別途必要となります。）
 - (g) オリジナルグッズのプレゼント、または販売をいたします。
 - (h) コンセプトスタジオvedaの各クラスに参加される場合は、所定の参加料金から5%offとなります。ただし、初回体験価格や回数券チケット、vedaマイソールパス、および

特別クラス等は対象外となります。

- (i) コンセプトスタジオvedaの特別クラスの優先告知と予約受付をいたします。
- (j) VEDRUSS商品をコンセプトスタジオvedaで購入される場合は、5%offとなります。

□ 第13条 (キャンペーン等)

MVMは、当会への新規会員募集の際等にキャンペーンを行うことがあります。その際、会員は、新規入会者、または他の会員が有利な取り扱いを受ける場合があることを予め了承するものとします。

□ 第14条 (会員情報の管理)

1. 会員は、MVMが付与した会員番号やパスワード等を自己責任において管理するものとし、管理不十分や使用上のミス、第三者による使用等により会員に障害が生じた場合、MVMは責任を負わないものとします。
2. 会員は、MVMから付与された会員番号やパスワード等を第三者に貸与、譲渡、名義変更等してはならないものとします。

□ 第15条 (登録情報の変更)

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、その他入会申し込み時にMVMに届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を所定の方法により届け出るものとします。
2. 会員が前項の届け出を怠り、MVMからの通知等が会員に到着しなかった場合は、MVMは一切の責任を負わないものとします。

□ 第16条 (禁止事項)

1. 会員は、MVMの利用に際し、次の各号の行為をしてはならないものとします。
 - (a) MVMを通じて知り得たすべての情報、文書、音声、映像、イラスト等（以下「データ等」といいます。）について、著作権法の範囲を超えて複製、販売、出版、送信可能化等のために利用する行為。
 - (b) 吉川めいやMVM、その他の第三者の財産、プライバシーや肖像権、もしくはパブリシティ権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為。
 - (c) 吉川めいやMVM、その他の第三者を誹謗中傷し、その名誉、または信用を毀損する行為、またはそのおそれがある行為。
 - (d) 会員特典により得られた優先予約権、グッズ、その他会員としての資格に基づき有する権利を第三者に転売する等、第三者に譲渡、貸与、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する行為。
 - (e) MVM、および本サービスを利用して、自己または第三者の営利を目的とする行為、およびその準備を目的とする行為。
 - (f) 本規約、法令、もしくは公序良俗に違反する行為、またはMVMの運営を妨害する行為。
2. 会員が前項の各号のいずれかの行為を行った場合は、会員に何らの通知をすることなく、直ちに会員資格を抹消し、会員資格を取り消すことができるものとします。

□ 第17条 (サービスの停止)

1. MVMの事情や運営状況、その他の予期しない事情により、会員に対し事前に通知することなく本サービスの全部、または一部の提供を停止、あるいは中止することができるものとします。
2. MVMは、前項の場合、第5条に定める方法により、事前、または事後に会員に対し、通知するものとします。

□ 第18条 (解散)

1. MVMは、事情により運営の継続が困難であると判断した場合は、MVMを解散するものとします。
2. 前項の場合には、MVMは会員に対して、MVMが定める算定方法により、支払い済みの会費のうち、解散日以降に対応するものとし、MVMが決定した金額を算出し、当該金額を返金いたします。ただし、やむを得ない事情により、MVMの都合によらず解散する場合は、

返金に応じられない場合もあります。なお、返金を行う場合の送金手数料は、入会申し込み者の負担とします。

3. 前項の規定により会費の返還を行う場合は、別途MVMが定める方法により返金するものとします。
4. 会員は、会員特典による商品等の購入代金、その他のサービス利用料金につき、MVMの解散時点で支払い義務が発生しているものについては、解散後も支払い義務を免れないものとします。

□ 第19条（免責）

MVMの利用に関し、会員個人に生じた損害について、MVMの故意、または重大な過失に基づく場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

□ 第20条（運営委託）

MVMは、運営に関する業務の全部、または一部を第三者に委託することができるものとします。

□ 第21条（協議事項）

本規約に定めなき事項、または本規約の解釈について疑義が生じた場合は、会員とMVMは双方とも誠意をもって協議の上、これを解決するよう努めるものとします。

□ 第22条（管轄）

MVMと会員は、本規約、およびサービスの利用に関する一切の争訟について、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。